

## 災害時における停電復旧作業及び啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書

浦安市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社（以下「乙」という。）は、令和3年2月1日に締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき、停電復旧に係る作業に支障となる樹木などの障害物の除去等（以下「復旧作業」という。）及び同復旧に係る甲の管理する道路上の障害物の除去等（以下「啓開作業」という。）並びに予防措置に関して、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

### （目的）

第1条 本覚書は、災害対策基本法及び道路法に基づいて、甲及び乙が復旧作業と啓開作業を早急に実施するため、円滑に作業に当たれるよう相互協力を行うことを目的とする。

### （対象）

第2条 対象は、道路法その他関係法令等に基づき甲が管理している市道（認定道路）、道路用地として市が管理する土地のうち、道路法の区域に属さないもの（認定外道路）等とし、必要に応じて周辺を含め対象とする。

### （復旧作業及び啓開作業の協力）

第3条 乙は、応急措置を実施するために必要があるときは、甲に対して必要な復旧作業及び啓開作業を要請することができる。なお、要請に当たっては協議の上、書面をもって行うこととする。

2 甲は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、可能な範囲において優先的、積極的に復旧作業及び啓開作業を実施する。

3 甲が復旧作業及び啓開作業を実施するに当たり、電線等に接触している障害物等の除去作業で、甲自ら実施することが困難な場合、甲は乙に対し、現場の安全性を判断できる技術員の派遣を依頼し、甲は同技術員の指示に基づき、除去等を行う。

4 乙は、前項の規定により、甲から技術員の派遣要請を受けた場合は、直ちに乙の技術員を派遣する。

5 甲は、乙に対して道路の早期開放のために必要な復旧作業及び啓開作業を依頼することができる。なお、依頼に当たっては協議の上、書面をもって行う。

6 乙は、前項の依頼が正当であると認めるときは、その依頼に応じて、可能な範囲において優先的、積極的に復旧作業及び啓開作業を実施する。

7 第1項又は第5項において、緊急を要するときは、甲及び乙は、相手方に対し口頭又は電話等で行うことができる。ただし、作業の実施後、第1項又は第5項に基づき手続きを行う。

8 災害などの状況により、応急措置を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、甲又は乙は第1項又は第5項の規定によらず、復旧作業又は啓開作業を実施することができる。ただし、甲及び乙がやむを得ず実施した復旧作業又は啓開作業は、第1項又は第5項に基づき手続きを行う。

(費用の負担)

第4条 第3条第2項の規定により、甲が実施した復旧作業に要した費用については乙の負担とし、甲が乙に請求することができる。

2 乙は、前項による請求を精査し適当と認めた時は、速やかに甲へ費用を支払う。

3 第3条第6項の規定により、乙が実施した啓開作業に要した費用については甲の負担とし、乙が甲に請求することができる。

4 甲は、前項による請求を精査し適当と認めた時は、速やかに乙へ費用を支払う。

5 復旧作業及び啓開作業の請求の精査においては、別添1の「災害時における障害物の除去等に係る復旧作業・啓開作業の費用負担」を基準とする。

(障害物等の保管，土地の一時使用)

第5条 乙は、復旧作業又は啓開作業を行った際における障害物等の移動先は、甲の指示に従う。

2 乙は、応急措置の円滑な実施に必要な場合に限り、障害物等を前項の移動先へ移動する際に、災害対策基本法及び道路法に基づく甲の指示により、他人の土地を一時使用できる。

(連絡体制)

第6条 甲及び乙は、広範囲の長時間停電発生時又は発生するおそれがある場合は、復旧作業及び啓開作業の連携等のため別添2の「復旧作業及び啓開作業における連携フロー」及び別添3の「復旧作業，啓開作業の連絡体制」により連絡体制を確立する。

2 前項の連絡体制に係る各機関部署の窓口に変更が生じた場合は、随時更新の上、甲乙共有する。

(実施責任)

第7条 復旧作業及び啓開作業に係る関係機関への周知並びに第三者からの問合せ等の対応は、甲及び乙が連携して行う。

2 復旧作業及び啓開作業の協力の伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。

(その他)

第8条 甲及び乙は、電力設備への被害が想定される箇所の予防伐採について、情報共有等の協力体制を図るものとし、甲乙は連携して可能な範囲において必要な措置を講じる。

(定めのない事項等)

第9条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年2月1日

浦安市猫実一丁目1番1号

甲

浦安市

浦安市長 内田悦嗣

船橋市湊町2丁目2番16号

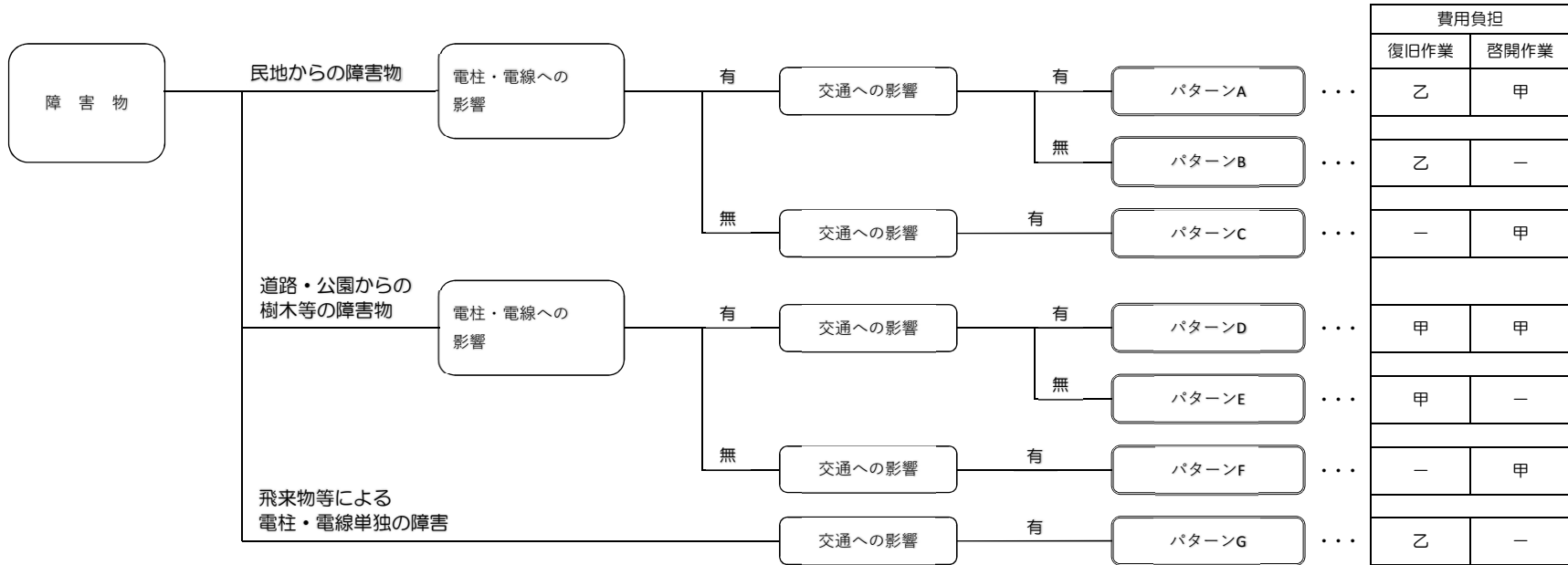
乙

東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社

京葉支社長 岡崎匡人

別添1 災害時における障害物の除去等に係る復旧作業・啓開作業の費用負担

復旧作業：停電復旧に係る応急措置に支障となる電柱・電線に接触している樹木などの障害物の除去、または障害物が近接し感電や火災の危険性排除のために必要な措置、道路啓開に必要な電線等の除去等  
 啓開作業：道路の通行に支障となる障害物の除去等（復旧作業によるものを除く）



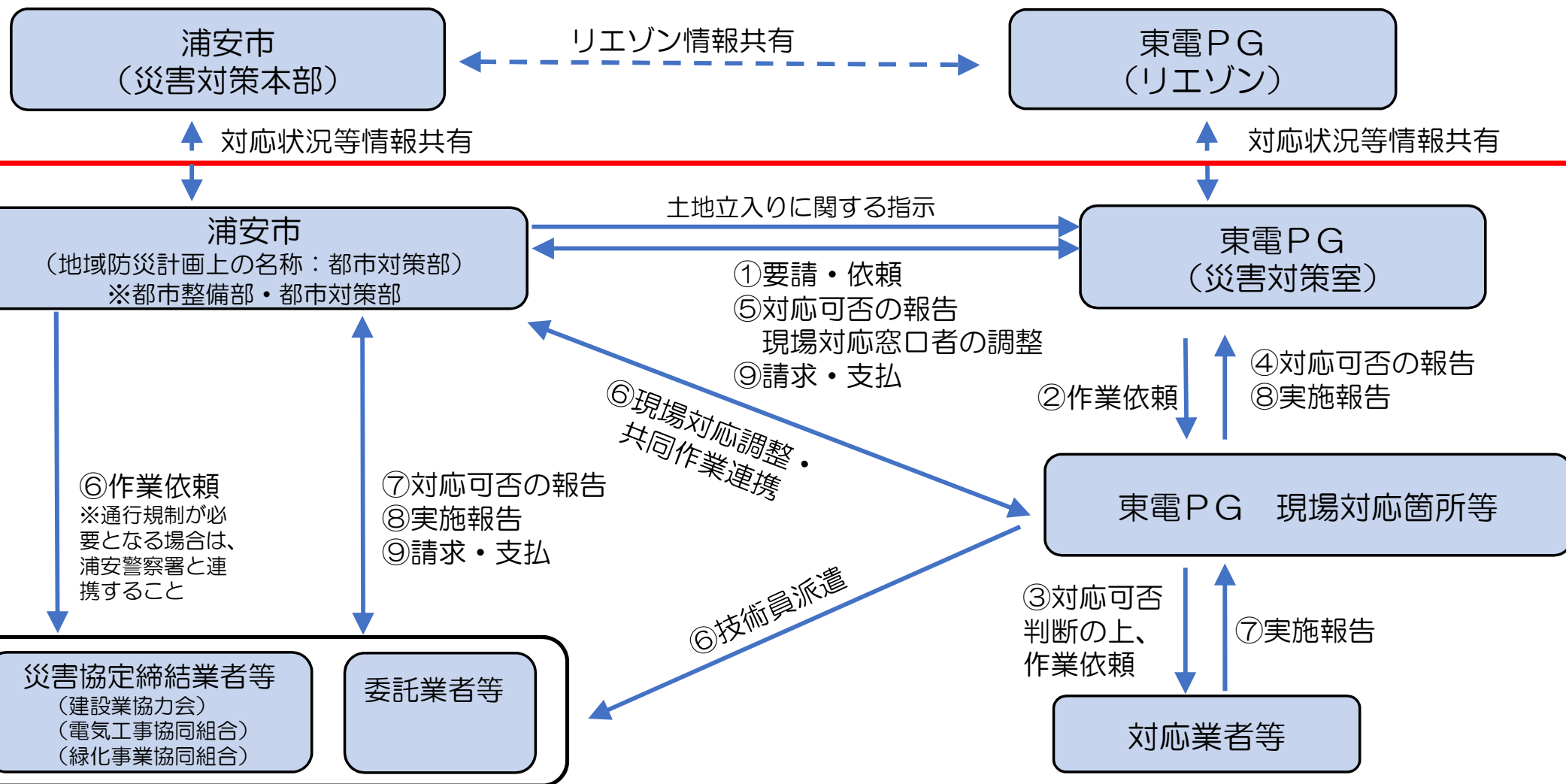
【復旧作業、啓開作業について】

- パターンA・Dについて、電柱・電線等の電力設備に障害物の接触等が生じた状態が継続する場合は、交通への危険性があると判断し、交通への影響があるとして分類する。
- パターンB・Eについて、軽量の飛来物のみが電線に引っかかっている状態の場合は、交通への影響なしとして分類する。
- パターンA・Dの作業；電柱・電線等に接触している障害物の除去、または障害物が近接し感電や火災の危険性排除のために必要な措置については、乙による復旧作業とする。  
それ以外の啓開作業については、甲が行う。

【費用負担について】

- 原則、復旧作業に要する費用は乙の負担とし、啓開作業に要する費用は甲の負担とする。
- パターンD, Eの復旧作業に要する費用は、その起因者（障害物の所有者）である甲の負担とする。
- パターンGの復旧作業に要する費用は、その起因者（障害物の所有者）である乙の負担とする。

## 別添2【復旧作業及び啓開作業における連携フロー】



「災害時における停電復旧作業及び啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書」の対象範囲

別添 3

【復旧作業, 啓開作業の連絡体制】

機 関	所 属	対応責任者	連絡先	
			電話番号	メールアドレス
浦安市				
東京電力 PG				

※◎は、情報交換するうえで、市と東電PGの主となる所属